

日本年金機構の業務の実績評価に関する法令の規定等

○日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 36 条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 （略）

（社会保障審議会への諮問）

第 52 条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第 36 条第 1 項又は第 37 条第 2 項の規定による評価を行おうとするとき。

三 （略）

（参考）各事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

（平成 22 年 6 月 11 日厚生労働省年金局長通知（年発第 4 号））

日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が日本年金機構（以下「機構」という。）の事業年度ごとの業務の実績を評価するに当たり、機構から提出すべき報告書について下記のとおり定めたので通知する。

記

機構は、事業年度の終了後 3 月以内に、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を厚生労働大臣あてに提出するものとする。